

## 鹿児島工業高等専門学校における防犯カメラに関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における防犯カメラ並びに防犯カメラにより撮影された画像及び映像（以下「防犯カメラ等」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本校において、防犯カメラ等は、本校における盗難等の犯罪行為の抑止及び事故の防止を図り、並びに事件事故の速やかな解決を図ることにより、本校関係者の安全及び安心を確保するとともに、本校の資産を保護することを目的とする。

### (管理運用体制)

第3条 校長は、本校における防犯カメラ等の責任者として、防犯カメラ等の管理及び運用を統括する。

2 校長は、設置する防犯カメラごとに、防犯カメラ等の管理及び運用を補佐する取扱責任者並びに防犯カメラ等の管理及び運用の実務を行う担当者を置く。

### (設置等)

第4条 校長は、防犯カメラを設置し、廃止し、又はその設置箇所等を変更するとき（軽微な変更を除く。）は、校務連絡会に報告するものとする。

2 防犯カメラの設置に当たっては、第2条の設置目的とプライバシー保護との調和を図り、撮影区域を適切に定めなければならない。

3 校長並びに防犯カメラ等の取扱責任者及び担当者は、防犯カメラ等の運用及び管理に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラ等を適切に維持管理すること。

(2) 防犯カメラにより撮影された画像及び映像（以下「画像等」という。）の漏洩、改ざん等の防止措置を講じること。

(3) プライバシーを保護すること。

3 校長は、本校において設置する防犯カメラの設置箇所、取扱責任者、担当者その他必要な事項を記載した管理台帳を備えるものとする。

### (画像等の管理)

第5条 画像等の保存期間は、3か月以内とする。ただし、犯罪行為の証拠を保全する等の必要がある場合は、この限りでない。

2 画像等の管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 撮影時の状態で保存すること。

(2) 不必要な複製を行わないこと。

3 画像等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第2条の設置目的以外に利用し、

及び他へ提供してはならない。

- (1) 事故発生時において、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (2) 盗難等の事件発生時において、証拠として保全する必要があるとき。
- (3) 前2号のほか、校長がやむを得ないと認めるとき。

4 画像等は、原則として校長並びに防犯カメラ等の取扱責任者及び担当者のみが閲覧できるものとし、やむを得ない事情によりその他の者が閲覧する場合は、取扱責任者又は担当者が立ち会わなければならない。

5 画像等を閲覧した者は、正当な理由なく当該画像等から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

#### (事務)

第6条 防犯カメラ等に関する事務は、総務課において処理する。

#### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、防犯カメラ等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年3月9日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に本校に設置されている防犯カメラは、この規則により設置されたものとみなす。